

シンガポール意匠法改正に関するパブリックコンサルテーションの実施について

2015年10月15日

ジェットロ・バンコク事務所

10月12日、知的財産庁（IPOS）は、同庁ウェブサイトにおいて、意匠法（”Registered Designs Act (Revised Edition 2005)”）改正に対する提案に関するパブリックコンサルテーションを実施する旨公開したⁱ。同提案は、法務省とIPOSが、国内外の意匠協会や企業等の利害関係者から意匠法改正に関する意見募集を行った結果を踏まえて作成したものであり、同提案の主な内容は以下のとおりである。

1. 意匠の保護範囲について

意匠の保護範囲をよりフレキシブルなものとするため、意匠法における意匠の定義から「工業上の方法によって適用されていること」を削除、「物品(article)」を「製品(product)」に置換、「製造された」という文言を削除して、「製品（”product” 工業的に製造されたもののみでなく、手工芸品も含む。）に適用された形状、輪郭、模様又は装飾の特徴」を広く含むように変更することを提案。このような提案によれば、例えばバーチャルキーボードに関する意匠（バーチャルデザイン）も保護の対象となる。なお、部分意匠については、当該製品が別個に製造及び販売される限り保護されるという現在の立場を維持し、「別個に製造及び販売される限り」という制限を削除しないことが提案されている。

2. 実体審査について

従来と同様に実体審査は行わないとする代わりに、登録後に登録官が当該意匠の有効性及び／又は他の登録意匠との抵触性に関する意見を述べるサービス（”post-registration design opinion service”）を提供することを提案。

3. 新規性喪失の例外規定

新規性喪失の例外規定については、現在は公式な国際博覧会で公開された場合に限り、開催後6か月以内に出願することを条件として新規性喪失の例外を主張することができるが、当該猶予期間を12か月に延長するとともに、「国際博覧会」という制限を削除することを提案。

4. その他

意匠の保護期間は従来と同様に15年とすること、また実用新案制度は今改正では導入しないという提案等がなされている。

パブリックコンサルテーションは、10月12日から12月7日まで実施され、電子メール等で法務省（LAW_Consultation@mlaw.gov.sg）又はIPOS（ipos_consultation@ipos.gov.sg）に対して、意見を提出することができる。

ⁱ 同庁ウェブサイト該当ページ（英語）

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/IP%20legislation/Public%20Consultation%20Paper%20%28Proposed%20Changes%20to%20SG%20RD%20Regime%29%20%283%29.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2015年10月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。